

平成 27 年度 事業計画

概 況

平成 26 年のわが国経済は、基調としては回復を続けており、4月の消費税率 8%への引上げに伴う駆け込み需要の影響も、全体として和らいでいるとみられていたが、個人消費の落ち込みなど、夏以降も消費税率引上げ後の反動減は、予想を超えるものとなり、回復がもたついている状況である。こうしたことから、平成 27 年 10 月に予定されていた消費税 10%への引上げは、1 年半先送りされることとなった。

平成 26 年の競馬開催売上については、中央競馬では昨年並みの実績を維持し、前年比 103.6%、地方競馬においては前年比 106.7%と増加した。

中央競馬主催者及び地方競馬主催者間の発売連携については、インターネット投票 IPAT での地方競馬発売や、地方競馬共同トータリゼータシステムを使用して地方競馬施設 J-PLACE、地方競馬場内に設置されているウインズにおいて中央競馬勝馬投票券を発売するなど、中央、地方間の連携拡大が続いている。

平成 26 年の軽種馬市場取引では、北海道市場の市場全体の売却総額が 70 億 4,900 万円と、前年を 7 億 1,000 万円上回り、売却率も 62%を超え、馬主等購買者の購買意欲の高まりがうかがえる結果となった。

本協会関係では、種馬事業は、消費税増税について一部の懸念はあるものの、軽種馬生産者をはじめとする事業利用者のニーズに適切に対応し、今後とも安価な種付料での優良種牡馬の提供を推進していく。

また、平成 27 年度には新種牡馬ケープブランコ (IRE) を供用開始することとなった。

以上の諸情勢を踏まえ、本協会は軽種馬生産地をはじめとした地域社会の健全な発展に資するため、公益目的事業の柱である種馬事業をはじめ、軽種馬に関する国際交流、防疫体制の整備、人材養成、競走馬の情報提供の各種の事業を引き続き実施する。

また、本協会会員である軽種馬生産者の経営を支援するため、軽種馬生産者や軽種馬せり市場主催者を対象に各種の補助事業と農業経営指導に関する事業を引き続き実施する。

I. 公益目的事業

地域社会の健全な発展に資するため、全国の軽種馬生産地域において、地域経

済の安定化に寄与し軽種馬生産の安定的維持・発展と競馬の健全な発展を図る下記の事業を実施する。

1. 種馬事業

軽種馬の資質改良と安定的生産を推進するため、種付に係る下記の事業を実施する。

(1) 種牡馬の整備

優良種牡馬による種付により、軽種馬の資質改良を促進するため、「優良種牡馬整備事業」により優秀なサラブレッド種牡馬の導入を行う。

(2) 種牡馬の管理

優良種牡馬による種馬事業を円滑に行うため、種牡馬を全国の種馬場に適正配置し、「種牡馬管理指針等」に基づき適切な飼養管理を行う。

(3) 配合

資質改良を効率的に進めるため、種牡馬管理配合委員会を開催し、軽種馬改良情報システム（以下、「JBIS」）による情報を利用して適正な配合を行う。

(4) 種馬場施設の整備

種馬事業の円滑な推進のため、各種馬場における必要な施設の整備等を引き続き行う。

(5) 種馬事業利用の側面支援

種牡馬配置による地域差を補完し種付を円滑に行うため、遠隔地からの輸送により種馬場で種付を行う牝馬の所有者に輸送及び飼養管理に要する経費を助成する「種馬場遠隔地種付牝馬輸送費及び飼養管理費助成事業」を引き続き実施する。

(6) その他国際協力

限られた軽種馬資源の国際的活用を図るため、海外からの種牡馬利用の要望があった場合、海外への種牡馬貸付を行う。

2. 国際交流

近年の国内の軽種馬需要の減少に対応し、日本産馬の販路を拡大するため、海外における販路拡大、定着等を図る下記の事業を実施する。

(1) 海外流通の促進

軽種馬の海外への流通促進を図るため、「軽種馬海外流通促進事業」を引き続き実施する。

①海外市場及び海外取引に関する調査

日本産馬の輸出促進に必要な情報収集・調査等を行い、輸出に当たって

の問題点の整理と解決方法を検討する。

②海外顧客誘致活動

せり市場主催者に対し海外競馬関係者への誘致活動（プロモーション活動、海外関係者の国内招聘、海外用せり名簿の作成及び発行等）に要する経費に補助し、インターネットを通じて英語、韓国語、中国語で日本の生産・流通に関する情報を提供する。

③生産・育成技術供与

海外競馬関係者に日本産馬の飼養管理技術を付与することを目的とした技術研修及び技術指導を実施する。

④軽種馬国内輸出環境の整備

軽種馬の輸出に必要となる検疫施設・機材等の整備を実施する。

⑤検討会

事業実施に係る総括的な検討会を実施する。

(2) 軽種馬輸出対策

軽種馬の海外への輸出を円滑に実施するため、静内種馬場、九州種馬場に設置されている輸出検疫施設及び胆振輸出検疫施設の管理運営を行う「軽種馬輸出検疫円滑化推進事業」を引き続き実施する。

3. 防疫体制の整備

伝染病発生による軽種馬の被害防止を図るため、発生及び流行する可能性の高い伝染性疾患の防疫に係る下記の事業を実施する。

(1) 伝染性疾病に対する防疫体制の整備

1) 馬伝染性子宮炎（CEM）

馬伝染性子宮炎の国内への侵入防止のため、輸入繁殖牝馬及び国内で初めて繁殖に供する牝馬を対象とした検査に要する経費を助成する「馬伝染性子宮炎侵入防止対策事業」は平成27年3月31日をもって終了した。

また、馬伝染性子宮炎等を監視するため、子宮内膜炎の症状が疑われる牝馬の検査に要する費用等を助成する「馬伝染性子宮炎蔓延防止対策事業」についても平成27年3月31日をもって終了した。

上記2事業に代わりCEMの再侵入・再発生防止を目的として、国内で繁殖に初供用する牝馬、及びCEMの早期発見及び蔓延の防止を目的としてCEMを疑う繁殖牝馬に対してPCR検査を実施する場合、検査に要する費用等を助成する「馬伝染性子宮炎自衛防疫事業」を公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成により平成27年4月1日から新たに実施する。

2) 3種混合ワクチン等の接種

伝染性疾病の蔓延を防止するため、馬飼養者に競馬場およびトレーニングセンター入厩前の育成馬に接種する3種混合ワクチン（馬インフルエンザ、日本脳炎、破傷風）に要する経費の助成と繁殖牝馬に対する馬インフルエンザワクチンの接種に必要な経費を助成する「育成馬等予防接種推進事業」を引き続き実施する。

(2) 防疫情報の収集・伝達

伝染性疾病の蔓延を防止するため、監視伝染病（主として馬鼻肺炎及び馬パラチフスによる流産）の発生情報を各関係機関に通報するとともに、内外の防疫情報を随時収集し関係者に対する伝達を引き続き実施する。

(3) 馬新生児黄疸検査支援と指導

血液型に起因する馬新生児黄疸症発症を予防するため、クームス検査の実施を支援するとともに、抗体陽性牝馬が出産した仔馬の取扱い方に関する指導を引き続き実施する。

(4) 診療の支援

軽種馬の診療体制が整備されていない地域の診療を支援するため、九州種馬場において、引き続き一般診療を実施する。

4. 人材養成

生産技術の高度化や経営体質の強化に対応するため、生産牧場への就業希望者等への技術付与及び獣医師等の技術指導者の養成を行う下記の事業を実施する。

(1) 軽種馬生産技術総合研修センターの整備・運営

担い手経営のニーズに対応し得る技術指導者を養成する軽種馬生産技術総合研修センター（静内種馬場内）を運営するため、「軽種馬生産技術総合研修センター設備等整備・運営事業」を引き続き実施する。

(2) 軽種馬生産技術総合研修センターにおける研修

強い馬づくりに取り組む担い手経営のニーズに対応し得る技術指導者を養成するため、軽種馬生産技術総合研修センターにおいて、「軽種馬経営高度化指導研修（軽種馬経営技術指導者養成・技術普及）事業」による以下の研修等を引き続き実施するとともに、専門技術者に対する自己研鑽の場として施設を提供する。

1) 技術向上のための研修

①技術指導者の養成のための研修

生産地の専門技術者に対し高度な生産技術を付与するための先端技術研修として、獣医療技術、装削蹄技術、栄養管理技術等を総合化した生産育成に関する研修、技術講習等を実施する。

また、軽種馬生産牧場の経営指導を担う者に対し、経営管理技術に関する研修、技術講習等を実施する。

②牧場関係者の技術普及のための研修

生産技術を向上させ強い馬づくりに資するため、牧場関係者に対し、生産育成・経営管理等に関する技術の普及のための研修会や講演会等を実施する。

2) データの収集・分析・提供

生産技術を向上させ強い馬づくりに資するため、軽種馬の生産育成に関する情報(健康管理技術、肢蹄管理技術、栄養管理技術、草地管理技術等)を収集・分析し、関係者からのニーズが強い情報、広く提供することが効果的と判断される情報等を選定の上、随時提供する。

(3) 生産育成技術者研修施設における研修

生産牧場就業従事者及び経営後継者等の生産育成に携わる人材を養成するため、静内種馬場内に設置している生産育成技術者研修施設において「軽種馬生産育成技術者研修」及び「後継者研修」を引き続き行う。

(4) 技術普及現地研修等

生産技術を向上させ強い馬づくりに資するため、生産者団体等に対し、生産者を対象とした技術研修等の実施に要する経費を補助する事業及び専門技術者等に対し、生産者を対象とした牧場指導に要する経費を補助する事業を「軽種馬経営高度化指導研修（軽種馬経営技術指導者養成・技術普及）事業」において引き続き実施する。

5. 競走馬の情報提供

軽種馬の資質改良、生産・流通の改善に必要な国内外の各種情報を収集整理し、軽種馬の情報を関係者や一般市民へ広く提供するため、下記の事業を実施する。

(1) 改良情報の整備と提供

生産地及び競馬サークル等へ軽種馬の資質改良の指標となる情報を総合的に提供するため、「軽種馬改良情報整備事業」を引き続き実施する。

1) データ整備

国内の産駒出生データ、市場成績、日本中央競馬会、地方競馬全国協会

及び公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルから提供されるデータ、海外に輸出された産駒及び現役繁殖牝馬に関連する海外馬の競走成績等を集積し、これらの整合性を維持する整備を実施する。

2) 情報サービスの提供と普及

①一般利用

Web サイト「JBIS-Search」の PC 版及びスマートフォン版により、生産と競馬の振興のため、引き続き軽種馬に関する各種情報を国内外の軽種馬生産地、競馬関連団体、一般市民に提供するとともに、せり市場のライブ中継や日本馬が出走する海外主要競走の現地レポートなどコンテンツの多様化を展開し、利用促進に努める。

②専門利用

「軽種馬統計」、「全国馬名簿」及びせり市場の開催に必要な「せり名簿（和文・欧文）」を作成するためのデータ提供を引き続き実施する。

③システムの更新

情報提供をより確実・安定して実施するために、サーバーを更新・統合し、クラウド環境利用による IT リソースの効率的利用及びセキュリティの強化を図る。

(2) 競走馬のふるさと情報収集提供事業

生産地の状況を広く紹介するため、全国の主要生産地で集積した生産地情報を JBIS と連携したインターネットサービスを通じて全国に提供する。また、生産地を訪れる競馬ファン、旅行者等に対して軽種馬生産育成牧場の見学案内や見学マナー指導、軽種馬生産地ガイドツアーの企画等の活動を行うため、各軽種馬生産地に競走馬のふるさと案内所及び連絡センターを設置し、市民と軽種馬生産地をつなぐ「競走馬のふるさと情報収集提供事業」を引き続き実施する。

(3) 統計資料等の作成・配付

生産及び流通の改善を図るため、生産に関するデータを広く提供する下記の統計資料の作成と配付を引き続き実施する。

- ① 軽種馬統計（公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルとの共同作成）
- ② 全国馬名簿
- ③ 種牡馬成績（インターネットで提供）

(4) 広報活動

生産に関連する情報を広く紹介するため、本協会の事業内容、生産地の状況、国内外のせり市場の状況、国内外の競馬に関する情報、種牡馬のランキング、刊行物の紹介等について、JBBA NEWS（月刊・毎月10日発行）、JBBA ファックス NEWS（不定期）及びホームページを通して引き続き提供する。

II. 相互扶助事業

軽種馬生産者の経営支援のため、軽種馬生産者やせり市場主催者を対象とした下記の事業を実施する。

1. 各種補助事業

(1) 生産構造改革と経営体質強化

良質な競走馬を生産育成するため、狭隘な放牧地の牧区の拡充、遊休農地の活用、採草地から放牧地への転換等により昼夜放牧等に対応できる一定以上の面積を有する放牧地を整備する場合、または一定の面積を有する放牧地を再整備する場合、採草地の新規造成、既存の採草地の規模拡充等に伴い草地を整備する場合、または一定の面積を有する採草地を再整備する場合に、その実施に必要となる経費の一部を助成する「軽種馬生産基盤整備対策事業」を引き続き実施する。

(2) 繁殖牝馬の資質改良

繁殖牝馬の資質改良を促進するため、将来の生産を担う者が資質に優れた繁殖牝馬群の整備に必要となる優良繁殖牝馬を導入する場合、牝馬の購入に要する経費に対して補助する「優良繁殖牝馬導入促進事業」を引き続き実施する。

(3) 繁殖牝馬の流通活性化

市場（繁殖牝馬セール）取引による繁殖牝馬の流通活性化を図り、優良な競走馬を安定的に供給できる体制を整備するため、繁殖牝馬のせり市場を開設する者が、現役を引退する競走馬（牝馬）等の市場（繁殖牝馬セール）への上場を促進するための対策を実施する場合に、その実施に必要となる経費の一部について助成する「繁殖牝馬流通活性化事業」を引き続き実施する。

(4) 診断用画像処理装置（CR）の貸与等

生産地の診療技術の向上と診療体制の充実・強化を図るため、軽種馬の診療を行う団体に診断用コンピュータ画像処理装置（CR）等の貸与を行う「馬

診断用医療機器貸付事業」及びその保守管理に要する経費を助成する「馬診断用医療機器利用円滑化事業」を引き続き実施する。

(5) ファームヘルパー利用組合への支援

生産者の過重労働環境を緩和するため、ファームヘルパー利用組合の運営に要する経費に助成する「軽種馬ファームヘルパー促進円滑化事業」を引き続き実施する。

(6) 繁殖牝馬用途変更の奨励

低能力繁殖牝馬の淘汰促進と生産構造の改革を促進するため、生産の廃業又は他作目との複合経営を推進することを条件に、繁殖牝馬の用途変更をした生産者に対し奨励金を交付する「軽種馬生産調整・経営改善対策事業」を引き続き実施する。

(7) その他

地域の生産者団体及び後継者で組織する団体が行う、生産性の向上、自らの資質向上等に向けた取組みに対し助成する事業、軽種馬の生産流通情報提供の円滑化を図るための取組みに対し助成する事業を引き続き実施する。

2. せり市場支援

(1) せり市場運営改善対策

1) せり状況の周知

せり市場上場馬のせり状況を適宜周知するため、せり市場主催者に市場開催に必要な機械を貸し付ける「せり市場表示機器貸付等事業」を引き続き実施する。

2) 馬房確保

せり市場上場頭数に応じた馬房を確保するため、せり市場主催者に馬房の一時的設置に要する経費を助成する「せり市場馬房施設レンタル経費助成事業」を引き続き実施する。

3) 開催の円滑化及び活性化

せり市場開催の円滑化及びせり市場活性化を図るため、せり市場主催者にせり名簿、せり市場ポスターの作成に要する経費等を助成する「市場運営円滑化等促進事業」を引き続き実施する。

(2) せり市場参加促進対策

1) 上場予定馬等の情報配信

購買者のせり市場参加促進のため、せり市場主催者にせり市場上場予定馬に係る各種情報の事前のインターネット配信及びせり市場の開催状況

のインターネット配信に要する経費を助成する「市場上場馬動画等情報配信事業」を引き続き実施する。

2) 長距離輸送助成

せり市場への産駒上場を促進するため、生産者にせり市場上場のための長距離輸送に要する経費を助成する「せり市場上場馬長距離輸送助成事業」を引き続き実施する。

3) 市場来場者の利便性の確保

購買者のせり市場参加促進のため、せり市場主催者に最寄りの空港、競馬場等からの無料バス運行等による市場来場者の利便性の確保に要する経費を助成する「市場参加者来場促進事業」を引き続き実施する。

4) 市場コンシェルジュの配置

新規購買者等のせり市場参加促進のため、せり市場主催者に対し、せり市場での購買、契約事務、馬運車輸送、育成業者紹介などの購買者サービスを担当する市場コンシェルジュを確保し配置に要する経費を助成する「市場コンシェルジュ設置事業」を引き続き実施する。

5) トレーニングセール上場馬のアナボリック・ステロイド検査

トレーニングセールにおいて公正な取引を推進するため、せり市場開設者が、上場予定馬の検査結果の開示を目的として、アナボリック・ステロイド検査を実施した場合、当該検査に要する経費を助成する「トレーニングセール上場馬のアナボリック・ステロイド検査経費助成事業」を引き続き実施する。

6) 市場上場馬の情報開示の推進

せり市場取引の透明性と信頼性を高めるため、生産者にせり市場上場馬のレントゲン検査及び上部気道内視鏡検査の情報開示に要する経費の一部を助成する「市場上場馬情報開示推進事業」を新たに実施する。

7) 軽種馬流通活性化事業

せり市場で適正な評価を得るため、1歳馬せり市場への上場を目的に馴致育成業者に一定期間以上のせり馴致預託をした場合、及び1歳市場で未売却等となった自己の生産馬を継続して所有した場合であって2歳馬トレーニング市場への上場を目的に、調教育成業者に一定期間以上の育成調教預託等をした場合、その経費の一部を助成する「軽種馬流通活性化事業」事業を新たに実施する。

(3) せり市場流通促進対策

せり市場における流通促進を図るため、せり市場主催者にせり市場で売却された競走馬の勝馬馬主への市場取引賞の交付に要する経費を助成する「市場上場馬流通の促進・安定化対策事業」を引き続き実施する。

(4) 牝馬流通対策

牝馬の所有意欲の高揚と牝馬限定競走の維持拡大を図るため、地方競馬の指定牝馬限定競走の勝馬馬主に副賞を贈呈する「地方競馬の牝馬限定競走勝馬馬主への副賞贈呈事業」を引き続き実施する。

3. 農業経営指導

(1) 生産育成強化資金への利子補給

施設の近代化等による経営改善を図るため、生産者が資金を借り受け生産施設の整備等を行う場合、融資機関に一定の利子補給を行う「軽種馬生産育成強化資金利子補給事業」を引き続き実施する。

(2) 経営強化改善資金への利子補給

平成17年から21年間に軽種馬経営強化改善資金を貸し付けた融資機関に対し一定の利子補給を行う「軽種馬経営強化改善資金特別融通事業」を引き続き実施する。

(3) 軽種馬経営強化改善資金への保証基盤の強化

軽種馬生産地の構造改革を推進するため、軽種馬経営強化改善資金に係る代位弁済対象者の所有する農地が強い馬づくりに取り組む軽種馬生産者又は軽種馬育成者に集積された場合、融資機関に対して経営強化改善資金の債務保証に係る代位弁済を行う基金協会に対し、交付金を交付する「軽種馬経営強化改善資金融通円滑化事業」を引き続き実施する。

Ⅲ. その他

競馬及び生産地の活性化を支援するため、競馬主催者等と連携・協力して行う下記の事業を実施する。

1. 競馬主催者及び関係団体との連携・協力

(1) 会長賞の贈呈

軽種馬生産技術の向上と生産馬の流通促進を図るため、本協会指定の重賞競走(中央・地方)勝馬の生産者及び馬主に対して会長賞を贈呈し表彰する。

(2) 地方競馬活性化への支援

地方競馬の活性化を支援するため、以下の支援を行う。

- ① 牝馬限定競走の勝馬の馬主に対し副賞を贈呈する。

- ② ジャパンブリーダーズカップ協会が行う JBC 競走に協賛する。
- ③ ホッカイドウ競馬が行うスタリオンシリーズに協賛する。
- ④ 牝馬競走シリーズのグランダム・ジャパンに協賛する。また、各協賛団体から拠出されるボーナス賞金を該当の馬主・調教師に授与する。

(3) 地方競馬生産牧場賞代理受領

地方競馬主催者（浦和、大井、川崎、船橋、笠松）が交付する生産牧場賞を代理受領し、該当生産者へ送付する。

(4) 海外競馬、生産関係団体との交流

海外の競馬、生産関係団体との相互の親善と理解を深め、競馬の国際交流に努める。

本年度は9月にアイルランドで開催予定の国際サラブレッド生産者連盟会議に出席する。

(5) 軽種馬せり市場流通の促進への協力

せり市場取引による公正な取引を推進し、適正な軽種馬価格形成を図るため、本協会が所有する「北海道家畜市場建物」をせり主催者に貸与するとともに、市場関係者等で構成する市場取引推進連絡協議会を開催し、意見交換と共通課題の検討を行う。また、せり市場開催に際しての業務援助等を行う。

(6) 軽種馬生産業における人材確保への協力

生産育成牧場への就業者不足を解消し、次世代の優秀な人材の確保を図るため、公益社団法人競走馬育成協会が実施する事業に事務局として参画し、競走馬生産育成牧場就業応援サイト「BOKUJOB」及び競馬場で開催する牧場で働こうフェアへの企画事務協力を行う。

(7) 品評会等の支援

軽種馬の生産育成技術を向上させるため、生産地において開催される品評会等に対して、審査員の派遣と優秀馬の表彰を行う。

2. 関係機関への要請活動

軽種馬生産の安定的維持・発展と競馬の健全な発展を図るため、現下の生産をとりまく経済社会情勢と生産地の要請等を充分考慮し、生産基盤の強化と競馬振興に係る下記の各事項をとりまとめ、関係機関等に対し実現を要請する。

- ① 防疫対策の充実に関する事項
- ② 生産流通対策等に関する事項

- ③ 国際化への対応に関する事項
- ④ 地方競馬の振興に関する事項

3. 業務の円滑化

本協会事業全体の円滑な実施と推進のため、引き続き組織体制の見直し等を実施する。